相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区内谷六丁目一三番、最後の住所埼玉県さいたま市南区内谷六丁目一三番三号　被相続人　亡　保科　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―六〇永見ビル二階Bおおみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市大字立町四二二七番地、最後の住所静岡県賀茂郡稲梓村加増野六五番地の一の二　被相続人　亡　櫻井平右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

事務所千葉県千葉市中央区本千葉町一〇番二三号千葉食ビル二階六号室佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区四谷二丁目一番地一、最後の住所東京都世田谷区赤堤四丁目三二番九号　被相続人　亡　谷口　和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号東栄八重洲ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市二宮二一八四番地、最後の住所東京都あきる野市二宮東二丁目三番地二五　被相続人　亡　尾又ヒデ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子本町三丁目五番地七、最後の住所東京都北区王子本町三丁目五番六号　被相続人　亡　西脇千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

事務所東京都中央区銀座一―七―六銀座河合ビル五階新都市総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区池尻二丁目二二番、最後の住所東京都大田区南馬込六丁目二八番一―四〇三号　被相続人　亡　大塚　英利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市緑区中山町三一六番地一最後の住所横浜市緑区中山町三一六番地、被相続人　亡　柴田由紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

横浜市中区相生町四丁目七五番地ＪＴＢ・ＹＮ馬車道ビル四階

相続財産管理人　弁護士　杉原　光昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡大井町金子二九一六番地三、最後の住所神奈川県足柄上郡大井町金子二九一六番地三　被相続人　亡　千葉　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

神奈川県厚木市中町四丁目四番一〇号アイディーコート本厚木シティーゲート二〇一

葉山法律事務所弁護士法人　厚木事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　暁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区深沢三丁目六番地、最後の住所横浜市鶴見区本町通二丁目八五番地の二　ニックハイム鶴見第六　二〇一号　被相続人　亡　豊田　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

横浜市中区住吉町一丁目四番地プロスタイルウェルス関内四〇一

相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市日之出町一二番地、最後の住所富山県富山市寺島五九九番地　被相続人　亡　砂子田常雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

富山県富山市布瀬町南二丁目一番地七　綿司法書士事務所

相続財産管理人　綿　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町能登部上ヘ部一二番地、最後の住所石川県金沢市泉が丘一丁目一六番三号　被相続人　亡　丹後　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

事務所石川県金沢市橋場町一番二九号レジデンス兼六一階　中村吉輝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　雅代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市中野町第一一一号一一番地、最後の住所福井県鯖江市中野町第一一一号一一番地　被相続人　亡　八田　髙成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十七日

事務所福井市春山一丁目八番二号　宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石倉大志郎

第58期決算公告

平成30年3月27日　東京都千代田区神田須田町1丁目23番地1

株式会社エヌオーイー

代表取締役社長　影山　克明

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,876,646	流動負債	1,993,604
固定資産	811,666	固定負債	583,311
有形固定資産	23,499	株主資本	2,948,176
無形固定資産	60,008	資本金	135,000
投資その他の資産	728,158	利益剰余金	2,813,176
		利益準備金	35,610
		その他利益剰余金	2,777,566
		（うち当期純利益）	（118,414）
		評価・換算差額等	163,221
		その他有価証券評価差額金	163,221
資産合計	5,688,313	負債・純資産合計	5,688,313